

下水道接続に係る補助・助成制度

※補助等の種別

- ① 一般向け補助・助成、② 生活扶助者等向け補助・助成、③ 高齢者向け補助・助成、④ 私道排水設備等向け補助・助成、⑤ そのほかの補助・助成
令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※補助等の種別					補助・助成の対象	補助額または限度額	備考	
				①	②	③	④	⑤				
1	さいたま市	【制度について】 下水道総務課管理・業務係 電話番号048-829-1553 【申請・相談について】 ・南部建設事務所下水道管理課排水設備係 電話番号048-840-6249 ・北部建設事務所下水道管理課排水設備係 電話番号048-646-3249	https://www.city.saitama.jp/001/006/003/005/003/p003179.html	○					助成を受ける者の世帯構成員全員が市民税非課税	工事費の1/2 25万円(限度額)	さいたま市生活保護世帯等水洗便所設置費助成金交付要綱	
				○					生活保護法第11条第1項に規定する生活扶助を受けている者	工事の全額		
2	川越市	下水道課普及・指導担当 電話番号049-223-0331	ホームページ掲載はありません	○					生活保護法第11条第1項に規定する生活扶助を受けている者 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律に規定する生活援助給付を受けている者	工事の全額	川越市生活保護世帯等水洗便所改造費補助条例 川越市生活保護世帯等水洗便所改造費補助条例施行規程	
3	熊谷市	下水道課維持管理係 電話番号048-524-1446(直通)	ホームページ掲載はありません	下水道接続に係る補助・助成制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。								
4	川口市	下水道維持課管理係 電話番号048-258-4132	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/02020/040/1/33988.html	○					公道に接する幅員1.8m以上の私道で、共同排水設備に汚水を排除する家屋が2戸以上あること 市税等を滞納していないこと	補助対象工事に要した工事費と標準工事費を比較して低い額の8/10以内	川口市私道共同排水設備整備補助金交付要綱 川口市私道共同排水設備整備補助金交付要綱施行細則	
				○					供用開始または私道共同排水設備が整備されてから、翌年度末までに、くみ取り式便所、浄化槽から水洗便所等に改造工事が完了し、補助金を申請すること 市税等を滞納していないこと	市内業者に依頼した場合 :30,000円(限度額) 市外業者に依頼した場合 :10,000円(限度額)	川口市水洗便所改造資金補助金交付要綱	

下水道接続に係る補助・助成制度

※補助等の種別

- ① 一般向け補助・助成、② 生活扶助者等向け補助・助成、③ 高齢者向け補助・助成、④ 私道排水設備等向け補助・助成、⑤ そのほかの補助・助成
令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※補助等の種別					補助・助成の対象	補助額または限度額	備考	
				①	②	③	④	⑤				
5	行田市	福祉課生活保護担当 電話番号048-556-1111	ホームページ掲載はありません		○				生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている者	工事費の全額	行田市生活保護世帯水洗便所改造費補助条例 行田市生活保護世帯水洗便所改造費補助条例 施工規則	
		商工観光課産業振興担当 電話番号048-556-1111 (内線)5405	(制度説明のリンクになります) https://www.city.gyoda.lg.jp/kurashi/sumai/hojo_josei/6015.html					○	税抜20万円以上の工事 市内業者による住宅改修等の工事	工事費の5/100 10万円(限度額)	行田市住宅改修資金補助金交付要綱	
7	所沢市	窓口サービス課 電話番号04-2921-1086	(要綱へのリンクになります) https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A7FF957F2 (所沢市例規集)から「所沢市生活困窮世帯」で検索をお願いします。		○				生活保護法の規定により保護を受けている者	工事費の100/100	所沢市生活困窮世帯水洗便所改造資金助成要綱	
			(要綱へのリンクになります) https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A7FF957F2 (所沢市例規集)から「所沢市生活困窮世帯」で検索をお願いします。		○				所得が生活扶助基準の1.3倍までの範囲の収入状態にある者	工事費の75/100		
8	飯能市	下水道課管理担当 電話番号042-973-3433	ホームページ掲載はありません	下水道接続に係る補助・助成制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。								
9	加須市	下水道課工務担当 電話番号0480-65-8981	https://www.city.kazo.lg.jp/kurashi/jouge/gesui/11942.html					○	公道に接する私道で、共同排水設備に汚水を排除する家屋が2戸以上、速やかに水洗便所に改造するものであること。 下水道の供用開始から3年以内	下水道管布設延長20m以上は工事費の1/2 下水道管布設延長20m未満は工事費の1/3	加須市私道排水設備工事補助金交付要綱	
		産業振興課 電話番号0480-62-1111(内線251・252)	https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/sangyoukoyou/syoukoushinkou/5589.html					○	20万円以上の工事 市内業者による住宅改修等の工事	工事費の5/100 5万円(限度額)	加須市住宅改修等資金助成金交付要綱	

下水道接続に係る補助・助成制度

※補助等の種別

- ① 一般向け補助・助成、② 生活扶助者等向け補助・助成、③ 高齢者向け補助・助成、④ 私道排水設備等向け補助・助成、⑤ そのほかの補助・助成

令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※補助等の種別					補助・助成の対象	補助額または限度額	備考
				①	②	③	④	⑤			
10	本庄市	下水道課業務係 電話番号0495-25-1146	ホームページ掲載はありません						下水道接続に係る補助・助成制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。		
11	東松山市	上下水道経営課給排水グループ 電話番号0493-22-1123	https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/42/3686.html				○		公道に接する位置指定道路内で、汚水を排除する排水設備	工事費の2/3	東松山市私道排水設備設置補助金交付要綱
12	春日部市	施設管理課 下水道施設担当 電話番号048-736-1111	ホームページ掲載はありません						下水道接続に係る補助・助成制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。		
13	狭山市	下水道施設課 電話番号04-2953-1111 維持排水設備担当	https://www.city.sayama.saitama.jp/kurashi/dourokotsuu/jogesuido/okyakusama/tetuduki/gesuidouhojyokin.html	○					下水道の供用開始から3年以内	【一般住宅】 くみ取り便所:38,000円、 浄化槽:25,000円 【共同住宅】 くみ取り便所: 1大便器につき15,000円 浄化槽:1大便器につき10,000円	狭山市水洗化改造工事資金助成規程
					○				生活保護法による被生活扶助者 下水道の供用開始から3年以内	標準単価に基づき算定した額	
						○				公道に接する私道 2戸以上の汚水を排除する排水設備 下水道の供用開始から3年以内	工事費の全額または 標準単価に基づき算定した額のうち いずれか低い額
14	羽生市	商工課商工振興係 電話番号048-560-3111	http://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2012040100150/				○		20万円以上の工事 市内業者による住宅改修等の工事	工事費の5/100 10万円(限度額)	羽生市住宅改修補助金交付要綱
15	鴻巣市	建築住宅課住宅担当 電話番号 048-541-1321	https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/3753.html				○		20万円以上の工事 市内業者によるトイレの改良・改善	補助対象金額の5/100 10万円(限度額)	鴻巣市住宅リフォーム資金補助金交付要綱
16	深谷市	企業経営課料金係 電話番号048-577-7527	https://www.city.fukaya.saitama.jp/kurashi/kurashi/jogesuido/gesuido/sonota/1427327907634.html				○		公共下水道の供用開始から1年以内に接続を行った場合(新築を除く)	対象地に係る受益者負担金の1/2を減免(上限10万円)	深谷市都市計画下水道事業受益者負担金条例 深谷市都市計画下水道事業受益者負担金条例 施行規程

下水道接続に係る補助・助成制度

※補助等の種別

- ① 一般向け補助・助成、② 生活扶助者等向け補助・助成、③ 高齢者向け補助・助成、④ 私道排水設備等向け補助・助成、⑤ そのほかの補助・助成
令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※補助等の種別					補助・助成の対象	補助額または限度額	備考	
				①	②	③	④	⑤				
17	上尾市	下水道施設課計画設計担当 電話番号048-775-9372	http://www.city.ageo.lg.jp/site/suido/51-watakushido.html					○	布設する下水道管を利用する戸数が2戸以上	市が費用を負担し施工	上尾市私道への下水道管布設取扱要綱	
		業務課排水担当 電話番号048-775-9302	ホームページ掲載はありません		○				生活扶助世帯が既存のくみ取便所を水洗便所に改造する工事	工事費の全額 (限度額: 予算の範囲)	上尾市生活扶助世帯水洗便所設置費補助金交付要綱	
18	草加市	下水道課 維持管理係 048-922-2314	https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1904/020/010/010/05.html					○	公道に接する幅員1.8m以上の私道で、共同排水設備に汚水を排除する家屋が2戸以上あること	両端が公道に通じている私道の場合 4.0m以上は補助対象経費の100% 4.0m未満は補助対象経費の75% 一端が公道に通じている私道の場合 4.0m以上は補助対象経費の75% 4.0m未満は補助対象経費の70%	草加市私道内共同排水設備設置事業補助金交付要綱	
19	越谷市	下水道経営課 料金・受益者負担金担当 電話番号048-963-9206	ホームページ掲載はありません		○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者	工事費の全額 50万円(限度額)	越谷市生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金交付要綱	
20	蕨市	下水道課 業務係 電話番号048-433-7724	https://www.city.warabi.saitama.jp/kurashi/suido/gesuido/suisenka/1001471.html					○	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が設置するもの ・排水設備工事が支障なく施工できる幅員を有し、かつ、延長が10m以上のもの ・排水設備を利用する家屋が2戸以上のもの ・排水設備を設置しようとする土地について、当該土地所有者の土地使用承諾書の提出があるもの 	雨水ます及び汚水ますの設置工事並びに当該工事に係る地下埋設物件の移設等の工事 工事費の100/100 管渠布設工事並びに当該工事に係る地下埋設物件の移設等の工事 工事費の30/100	蕨市私道内排水設備工事費の助成に関する規則	
		市民生活部商工観光課 電話番号048-433-7750	https://www.city.warabi.saitama.jp/kurashi/1004441/hojo/100443/1004452.html					○	10万円以上の工事 市内業者による住宅の改修(屋外排水設備を除く)	工事費の5% 10万円(限度額)	蕨市住宅改修資金助成金	
21	戸田市	水安全部総務課 料金担当 電話番号048-229-4606	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/411/sui-gyomu-suisenbenio-benefit.html	○					供用開始告示後3年以内	2万円/箇所	戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例 戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例施行規程	
			ホームページ掲載はありません		○				供用開始告示後3年以内 生活保護法の規定により生活保護を受けている場合	工事費の全額		
			https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/411/sui-gyomu-suidou-sidou-benefit.html				○			供用開始告示後3年以内	基準額の3分の2	戸田市私道排水設備補助条例 戸田市私道排水設備補助条例施行規程
							○		供用開始告示後3年以内 採納の条件を満たしている道路	基準額の4分の3		

下水道接続に係る補助・助成制度

※補助等の種別

- ① 一般向け補助・助成、② 生活扶助者等向け補助・助成、③ 高齢者向け補助・助成、④ 私道排水設備等向け補助・助成、⑤ そのほかの補助・助成
令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※補助等の種別					補助・助成の対象	補助額または限度額	備考
				①	②	③	④	⑤			
22	入間市	下水道施設課排水・維持管理担当 電話番号04-2964-1111(内線2231)	https://www.city.iruma.saitama.jp/kurashi/jogesuido/gesuido/kurashi_gesui/index.html	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生活保護法の規定により生活扶助を受けている者	工事費の全額	入間市水洗便所改造資金援助規程
				<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民税を課せられていない者で改造資金の調達が困難であると管理者が認めた者	工事費の1/3	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	私道のみにつき、汚水を排除する家屋が2以上あること	工事費の全額または市の算定額のうちいずれか低い額	
23	朝霞市	下水道施設課 下水道工務係 電話番号048-463-0917(直通)	https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/29/sido-setubihojo.html	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	私道に設置する排水設備の利用者が将来を含め3戸以上見込まれること	工事費の全額	朝霞市私道排水設備設置補助金交付要綱
		産業振興課 産業労働係 電話番号048-463-1903(直通)	http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/reform.html	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10万円以上の工事 市内業者によるトイレの改良・改善	工事費の5/100 5万円(限度額)
24	志木市	下水道施設課下水道施設グループ 電話番号048-473-1957(直通)	http://www.city.shiki.lg.jp/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	幅員1.5m以上の私道に設置する排水設備の利用者が2戸以上	市の積算する工事費又は実際に要する工事費のいずれか低い額	志木市私道排水設備補助金交付基準
25	和光市	下水道課下水道業務担当 電話番号048-424-9137	http://www.city.wako.lg.jp/home/toshikiban/suido/6086/sei43.html	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	供用開始告示後3年以内 工事後1年以内に接続する場合	市が費用を全額負担し施工	和光市私道内公共下水道工事取扱規程
26	新座市	下水道課排水設備係 電話番号048-477-1489	ホームページ掲載はありません	下水道接続に係る補助・助成制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。							
27	桶川市	下水道課施設・計画係 電話番号048-786-3211	ホームページ掲載はありません	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下水道法に規定する処理区域内の私道で布設の要件(道路の要件や関係者の承諾など)を備えているもの ※要件の詳細については、左記、問合せ先までお願いいたします。	市が費用を全額負担し施行	私道への公共下水道布設取扱要綱
		下水道課業務係 電話番号048-786-3211	ホームページ掲載はありません	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生活保護法に規定する保護を受けている世帯	工事費の全額	桶川市生活保護世帯水洗便所設置費補助金交付要綱

下水道接続に係る補助・助成制度

※補助等の種別

- ① 一般向け補助・助成、② 生活扶助者等向け補助・助成、③ 高齢者向け補助・助成、④ 私道排水設備等向け補助・助成、⑤ そのほかの補助・助成
令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※補助等の種別					補助・助成の対象	補助額または限度額	備考
				①	②	③	④	⑤			
28	久喜市	下水道施設課 排水係 電話番号0480-58-1111	https://www.city.kuki.lg.jp/kurashi/jougesuido/gesuido/kaizouka-shitsuke.html		○				処理区域内にある既設の便所が設けられている家屋の所有者であり、かつ、その家屋に現に居住している生活保護法に規定する生活扶助を受けている者	工事費の全額	久喜市生活保護世帯水洗便所改造資金補助条例
			https://www.city.kuki.lg.jp/kurashi/jougesuido/gesuido/hojokin.html				○		当該下水の処理が開始された日以降3年以内で、幅員1.8m以上の私道に設置し、2戸以上が接続する確約があること	管布設延長20m以上:工事費の2/3 管布設延長20m未満:工事費の1/2	久喜市私道内共同排水設備設置に関する補助事業実施要綱
29	北本市	下水道課施設担当 電話番号048-591-1111	http://www.city.kitamoto.lg.jp						下水道接続に係る補助・助成制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。		
30	八潮市	八潮市下水道課 電話番号048-996-2111	https://www.city.yashio.lg.jp/kurashi/jougesuido/gesuido/kirikaerukatahe/index.html						下水道接続に係る補助・助成制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。		
31	富士見市	下水道課庶務経理担当 電話番号049-251-2711(内線431)	ホームページ掲載はありません		○				生活保護法に規定する保護を受けている世帯	250,000円	富士見市生活保護世帯水洗便所改造費補助金交付要綱
		産業経済課 電話番号049-257-6827	https://www.city.fujimi.saitama.jp/60jigyo/06sangyou/syoukou/rifomuhojo.html					○	20万円以上の工事 市内業者による排水衛生設備工事等(トイレの改修工事等)	工事費の5/100 10万円(限度額)	富士見市住宅改修工事費補助金交付要綱
32	三郷市	下水道課会計業務係 電話番号048-930-7825	https://www.city.misato.lg.jp/sos-hiki/kensetsu/gesuido/3/8686.html					○	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道処理区域となった日から1年以内に、不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用すること。 ・市内に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市に記録されている者。 ・市税並びに公共下水道に係る受益者負担金及び下水道使用料の滞納がないこと。 ・この補助金を交付されたことがないこと。 	転用工事に係る費用の2分の1に相当する額(上限額35,000円)	三郷市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱
33	蓮田市	道路課管理担当 電話番号048-768-3111	https://www.city.hasuda.saitama.jp/doro/machi/doro/yoko/yoko.html					○	両端または一端が公道に接している私道を利用する自治組織が行う排水整備事業	私道の場合工事費の1/2 150万円(限度額) 公道を含む場合工事費の2/3 200万円(限度額)	蓮田市私道舗装等整備事業補助金交付要綱

下水道接続に係る補助・助成制度

※補助等の種別

- ① 一般向け補助・助成、② 生活扶助者等向け補助・助成、③ 高齢者向け補助・助成、④ 私道排水設備等向け補助・助成、⑤ そのほかの補助・助成
令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※補助等の種別					補助・助成の対象	補助額または限度額	備考
				①	②	③	④	⑤			
34	坂戸市	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 業務課業務係 電話番号049-288-3361(直通)	http://www.stgesui.or.jp/		○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者	管理者が定めた排水設備工事単価表に基づき計算された補助対象工事の全額	坂戸、鶴ヶ島下水道組合生活保護世帯水洗便所改造費補助要綱
		商工労政課 商工労政係 電話番号049-283-1331	http://www.sakado.or.jp					○	10万円以上の工事 市内業者によるトイレの工事等	工事費の5/100 3万円(限度額)	坂戸市店舗等改修費補助金 ※申請窓口は、坂戸市商工会になります。
35	幸手市	下水道課計画担当 電話番号0480-47-3340	ホームページ掲載はありません					○	幅員1.8m、延長10m以上の私道に設置する排水整備に2戸以上接続する	市が費用を負担し施工	幸手市私道内下水道施設設置要綱
		建築指導課建築指導担当 電話番号0480-43-1111	https://www.city.satte.lg.jp/soshiki/kenchikushidou/1_1/1263.html					○	税抜き20万円以上の工事 宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道などへ接続する工事	工事費の5/100 10万円(限度額)	幸手市住宅リフォーム資金補助金交付要綱
36	鶴ヶ島市	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 業務課業務係 電話番号049-288-3361(直通)	http://www.stgesui.or.jp/		○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者	管理者が定めた排水設備工事単価表に基づき計算された補助対象工事の全額	坂戸、鶴ヶ島下水道組合生活保護世帯水洗便所改造費補助要綱
37	日高市	下水道課工務担当 電話番号042-989-2771	ホームページ掲載はありません		○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者	市が費用を負担し工事を代行	日高市生活保護世帯水洗便所改造に関する要綱
38	吉川市	河川下水道課下水道係 電話番号048-982-9982(直通)	http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/					○	下水道接続後不要となった浄化槽を雨水貯留施設への転用	工事費の1/2 3万5千円(限度額)	吉川市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱
39	ふじみ野市	上下水道課下水道施設係 電話番号049-220-2075(直通)	https://www.city.fujimino.saitama.jp/material/files/group/32/setsumeisiryō.pdf		○				下水道供用公示から6カ月以内に接続する者	1万5千円	ふじみ野市排水設備奨励補助金交付要綱
		上下水道課経営管理係 電話番号049-220-2092(直通)			○				生活保護法の規定により生活扶助を受けているもの	工事費の全額 40万円(限度額)	ふじみ野市排水設備工事資金融資補助規程

下水道接続に係る補助・助成制度

※補助等の種別

- ① 一般向け補助・助成、② 生活扶助者等向け補助・助成、③ 高齢者向け補助・助成、④ 私道排水設備等向け補助・助成、⑤ そのほかの補助・助成
令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※補助等の種別					補助・助成の対象	補助額または限度額	備考
				①	②	③	④	⑤			
40	白岡市	下水道課 管理担当 電話番号 0480-92-1445	ホームページ掲載はありません					○	公共下水道処理区域内の私道に共同で排水設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 【補助対象の要件】 ① 公示された下水処理開始日から、原則として3年以内に事業が完了するものであること。 ② 私道の一端又は両端が公道に接していること。 ③ 処理開始日前からの私道で、かつ事業施行に支障のない幅員を要すること。 ④ 敷地の一部が公道に接している戸数を含まずに、共同排水施設を利用する戸数が2戸以上。 ⑤ 私道の土地所有者の承諾があること。 ⑥ 共同排水施設を設置するもの全員が、市税及び受益者負担金を滞納していないこと。	工事費の70/100以内	白岡市私道内共同排水設備設置事業補助金交付要綱
41	伊奈町	上下水道課下水道係 電話番号048-721-5555	https://www1.g-reiki.net/town.ina/reiki_honbun/e345RG00000947.html		○				生活保護法の規定により保護を受けているもの	工事費の全額	伊奈町水洗便所改造資金融資あっせん補助規則
42	三芳町	上下水道課下水道業務担当 電話番号049-274-1014	http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp		○				生活保護法の生活扶助を受けている世帯	工事費の全額 19万2千円(限度額)	三芳町生活扶助世帯に対する水洗便所改造費補助金交付要綱
43	毛呂山町	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 建設担当 電話番号049-294-9333	ホームページ掲載はありません	○					下水道供用開始から3年以内に接続する者	供用開始後 1年目:3万円、2年目:2万円、 3年目:1万円	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合供用促進補助金規則
					○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者で 水洗便所等の新設工事	管理者が定めた単価表に基づき 計算された工事費の全額	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合生活保護世帯水洗便所改造費補助要綱

下水道接続に係る補助・助成制度

※補助等の種別

- ① 一般向け補助・助成、② 生活扶助者等向け補助・助成、③ 高齢者向け補助・助成、④ 私道排水設備等向け補助・助成、⑤ そのほかの補助・助成
令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※補助等の種別					補助・助成の対象	補助額または限度額	備考
				①	②	③	④	⑤			
44	越生町	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 建設担当 電話番号049-294-9333	ホームページ掲載はありません	○					下水道供用開始から3年以内に接続する者	供用開始後 1年目:3万円、2年目:2万円、 3年目:1万円	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合供用促進補助金規則
					○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者で 水洗便所等の新設工事	管理者が定めた単価表に基づき 計算された工事費の全額	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合生活保護世帯水洗便所改造費補助要綱
45	滑川町	上下水道課 施設担当 電話番号0493-56-2231 (直通)	ホームページ掲載はありません					○	幅員が4.0m以上の私道で布設する下水道管を利用する戸数が2戸以上	町が費用を負担し施工	滑川町下水道処理区域内私道に対する公共下水道築造工事事務取扱要綱
					○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者で水洗便所等の新設工事	工事費の全額	滑川町生活保護世帯水洗便所改造費補助条例 滑川町生活保護世帯水洗便所改造費補助条例 施行規則
					○				生活保護法による生活扶助基準額の1.5倍の額に満たない世帯で水洗便所等の新設工事	工事費の1/3 15万円(限度額)	滑川町低所得者世帯水洗便所改造費補助金交付要綱
46	嵐山町	上下水道課下水道担当 電話番号0493-62-0728	http://www.town.ranzan.saitama.jp/		○				生活保護法による生活扶助基準額の1.5倍の額に満たない世帯で水洗便所等の新設工事	工事費の1/3 15万円(限度額)	嵐山町低所得者世帯水洗便所改造費補助金交付要綱
		上下水道課下水道担当 電話番号0493-62-0728	http://www.town.ranzan.saitama.jp/		○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者で水洗便所等の新設工事	工事費の全額	嵐山町生活保護世帯水洗便所改造費補助金交付要綱
		上下水道課下水道担当 電話番号0493-62-0728	http://www.town.ranzan.saitama.jp/					○	下水道接続後不要となった浄化槽を雨水貯留施設に転用する改造工事	5万円	嵐山町浄化槽の雨水貯留施設転用補助金交付要綱
47	小川町	上下水道課下水道担当 電話番号0493-72-1221	http://www.town.ogawa.saitama.jp/0000000072.html		○				生活保護法による生活扶助基準額の1.5倍の額に満たない世帯で水洗便所の新設や接続工事	工事費の1/3 15万円(限度額)	小川町低所得者世帯水洗化促進改造費補助金交付要綱
		上下水道課下水道担当 電話番号0493-72-1221	http://www.town.ogawa.saitama.jp/0000000072.html		○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者で水洗便所の新設や接続工事	工事費の全額	小川町生活保護世帯水洗化促進改造費補助金交付要綱

下水道接続に係る補助・助成制度

※補助等の種別

- ① 一般向け補助・助成、② 生活扶助者等向け補助・助成、③ 高齢者向け補助・助成、④ 私道排水設備等向け補助・助成、⑤ そのほかの補助・助成
令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※補助等の種別					補助・助成の対象	補助額または限度額	備考
				①	②	③	④	⑤			
48	川島町	上下水道課下水道グループ 電話番号049-297-1818	(規程のリンクになります) http://www.town.kawajima.saitama.jp/reiki_int/reiki_honbun/e357RG00000930.html		○				生活保護法による生活扶助基準額の1.5倍の額に満たない世帯で、くみ取り便所が設けられている家屋の水洗便所等の新設工事	工事費の1/3 10万円(限度額)	川島町低所得者世帯水洗便所改造費補助規程
		上下水道課下水道グループ 電話番号049-297-1818	(条例・規則のリンクになります) (条例) http://www.town.kawajima.saitama.jp/reiki_int/reiki_honbun/e357RG00000411.html (規則) http://www.town.kawajima.saitama.jp/reiki_int/reiki_honbun/e357RG00000929.html		○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者で、くみ取り便所が設けられている家屋の水洗便所等の新設工事	工事費の全額	川島町生活保護世帯水洗便所改造費補助条例 川島町生活保護世帯水洗便所改造費補助条例施行規則
49	吉見町	産業振興課 商工観光係 電話番号 0493-54-5027	https://www.town.yoshimi.saitama.jp/soshiki/chiikishinkoka/4/764.html					○	税抜10万円以上の工事 町内業者によるトイレ等の改修工事 (便座のみの交換は対象外)	税抜工事費の10/100 10万円(限度額)	吉見町住宅リフォーム補助金交付要綱
50	鳩山町	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 建設担当 電話番号049-294-9333	ホームページ掲載はありません	○					下水道供用開始から3年以内に接続する者	供用開始後 1年目:3万円、2年目:2万円、 3年目:1万円	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合供用促進補助金規則
					○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者で 水洗便所等の新設工事	管理者が定めた単価表に基づき 計算された工事費の全額	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合生活保護世帯水洗便所改造費補助要綱
51	ときがわ町	公共下水道事業を実施していません									

下水道接続に係る補助・助成制度

※補助等の種別

- ① 一般向け補助・助成、② 生活扶助者等向け補助・助成、③ 高齢者向け補助・助成、④ 私道排水設備等向け補助・助成、⑤ そのほかの補助・助成
令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※補助等の種別					補助・助成の対象	補助額または限度額	備考
				①	②	③	④	⑤			
52	横瀬町	建設課 下水道グループ 電話番号0494-25-0117	https://www.town.yokoze.saitama.jp/kurashi/teate/54595	○					下水道供用開始から3年以内に、水洗化工事等を実施する場合	供用開始後 1年以内:5万円、2年以内:3万円、 3年以内:2万円	横瀬町排水設備設置費助成金交付要綱
				○					下水道供用開始から1年以内に、接続工事等を実施する場合	供用開始後 1年以内:5万円	横瀬町排水設備設置費助成金交付要綱
					○				生活保護法による生活扶助受給者	工事費の全額 50万円(限度額)	横瀬町排水設備設置費助成金交付要綱
				○					大型合併浄化槽(51人槽以上)を伴う接続工事及びこれに附帯する排水設備工事を行う場合	工事費の全額 50万円(限度額)	横瀬町排水設備設置費助成金交付要綱
					○			幅員1.8m以上で一端が公道に接し、公衆用道路として公共性が高い。私道に面する家屋が2戸以上であり全戸が供用開始から1年以内に接続	町が費用を負担し施工	横瀬町私道に対する公共下水道設置取扱要綱	
		振興課 産業・環境グループ 電話番号 0494-25-0114	https://www.town.yokoze.saitama.jp/kurashi/teate/1032				○	居室、浴室、玄関、台所及びトイレ等の改修工事で、申請時に未着工であり、リフォーム工事費用(税抜額)が20万円以上の工事(下水道接続工事に係る部分は対象外)	住宅1戸につき、リフォームに要した費用額の1/10で上限10万円 (横瀬町の入札参加資格者・小規模事業者登録事業者による工事の場合は5万円を加算)	横瀬町住宅環境改善及び空き家活用促進補助事業実施要綱	
53	皆野町	皆野・長瀬下水道組合 下水道課 電話番号 0494-66-0747	http://www.minanaga.or.jp/					○	自然流下による排水が困難な場合で排水ポンプ等の新設に係る工事	工事費の全額 40万円(限度額)	皆野・長瀬下水道組合排水設備工事補助金交付規程
54	長瀬町	皆野・長瀬下水道組合 下水道課 電話番号 0494-66-0747	http://www.minanaga.or.jp/					○	自然流下による排水が困難な場合で排水ポンプ等の新設に係る工事	工事費の全額 40万円(限度額)	皆野・長瀬下水道組合排水設備工事補助金交付規程
		地域整備観光課 電話番号 0494-66-3111	http://www.town.nagatoro.saitama.jp/					○	20万円以上の工事 町内業者によるトイレ等の改良工事	工事総額の5%ただし上限5万円	長瀬町住宅リフォーム資金助成金交付要綱
55	小鹿野町	公共下水道事業を実施していません									
56	東秩父村	公共下水道事業を実施していません									
57	美里町	農林商工課農政推進係 電話番号0495-76-5133	https://www.town.saitama-misato.lg.jp					○	10万円以上の工事 町内業者によるトイレ等の改修工事	工事費の10/100 5万円(限度額)相当の みさと元気チケット(商品券)	美里町住宅改修資金補助事業要綱

下水道接続に係る補助・助成制度

※補助等の種別

- ① 一般向け補助・助成、② 生活扶助者等向け補助・助成、③ 高齢者向け補助・助成、④ 私道排水設備等向け補助・助成、⑤ そのほかの補助・助成
令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※補助等の種別					補助・助成の対象	補助額または限度額	備考	
				①	②	③	④	⑤				
58	神川町	上下水道課下水道担当 電話番号0495-77-3781	ホームページ掲載はありません		○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者	工事費の全額	神川町生活保護世帯下水道改造費補助要綱	
59	上里町	上下水道課下水道係 電話番号0495-35-1228	http://www.town.kamisato.saitama.jp/	○					公共下水道供用後3年以内に接続するための排水設備工事等で、3万円以上	3万円	上里町下水道排水設備工事費補助金交付要綱	
		産業振興課農政商工係 電話番号0495-35-1232	http://www.town.kamisato.saitama.jp/		○				生活保護法による生活扶助基準額の1.3倍の額に満たない一定条件の世帯で上記工事で12万円以上	12万円	上里町下水道排水設備工事費補助金交付要綱	
60	寄居町	上下水道課 業務班 電話番号048-581-2121	ホームページ掲載はありません		○				生活保護法に規定する生活扶助を受けている者	工事費の10/100 5万円相当の上里町共通商品券(限度額)	上里町住宅改修資金補助金交付要綱	
		産業振興企業誘致課 商工振興企業誘致班 電話番号048-581-2121	https://www.town.yorii.saitama.jp/soshiki/12/iyutaku2.html					○	20万円以上の工事 町内業者によるトイレ等の改修工事	工事費の10/100 20万円(限度額)	寄居町住宅改修資金補助金交付要綱	
61	宮代町	まちづくり建設課下水道担当 電話番号0480-33-5554	http://www.town.miyashiro.lg.jp/	下水道接続に係る補助・助成制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。								
62	杉戸町	上下水道課下水道担当 電話番号0480-37-1232	ホームページ掲載はありません	下水道接続に係る補助・助成制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。								
63	松伏町	まちづくり整備課下水道担当 電話番号048-991-1844	https://www1.g-reiki.net/matsubushi/reiki_honbun/e392RG00000422.html					○	下水道接続後不要となった浄化槽を雨水貯留施設への転用	工事費の1/2 3万5千円(限度額)	松伏町浄化槽の雨水貯留施設転用助成金交付要綱	